

## 宮城県環境影響評価技術指針の改正について（火力発電所設置等事業）

平成 29 年 2 月 21 日

宮城県環境対策課

## 1. 趣旨

火力発電所の設置は、環境負荷の発生源が地域に長期にわたって固定化され、大気環境（窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等）、自然環境（動植物、生態系）、地球温暖化等に対する影響が懸念されるため、環境影響評価法により一定規模以上の発電施設に対し環境影響評価が義務付けられてきた。

近年、電力需給のひっ迫や電力システム改革を背景に小規模火力発電所の設置計画が、全国的に増加してきており、小規模であっても集積等により、地域への『累積的』な環境影響が懸念されることから、県では宮城県環境影響評価条例施行規則を改正し、小規模火力発電所を環境影響評価条例の対象事業にした。

これに伴い、火力発電所設置等事業の参考項目や参考手法等を中心とし、技術指針の改正を行うもの。

## 2. 宮城県環境影響評価技術指針等の改正スケジュール

- ◇ 規則改正 公布 <平成 29 年 2 月 17 日 >
- ◆ 技術指針改正 諮問 <平成 29 年 2 月 21 日 >
- ◆ 技術指針改正 答申 <平成 29 年 6 月 上旬 >
- ◇ 技術指針改正 公布 <平成 29 年 6 月 下旬 >
- ◇ 規則改正 施行 <平成 29 年 7 月 1 日 >

## (参考) 宮城県環境影響評価条例施行規則の改正概要

## 【環境影響評価条例施行規則 別表第一に下記事項を追加】

	第一種事業 (必ずアセスメントを行う事業)	第二種事業 (必ずアセスメントを行うが、住民意見聴取手続き、説明会の開催等が省略される事業)
火力発電所の設置又は変更の工事の事業	出力 7.5 万 kW 以上	出力 3 万 kW 以上 7.5 万 kW 未満